双葉町復興推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの双葉町の復興に向けた「双葉町復興まちづくり計画(第一次)」(以下「復興計画」という。)の策定を受け、計画に書かれた施策の推進方策や町の復興を巡る情勢変化及び町民意識の変化に沿った計画の在り方に関する意見を求めるため、双葉町復興推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、復興計画の推進に関し、次に掲げる事項について検討を行い、町長に意 見を述べるものとする。
 - (1) 双葉町外拠点等におけるコミュニティ形成に関する施策に関すること。
 - (2) 双葉町津波被災地域復旧・復興施策に関すること。
 - (3) その他復興計画に掲げられた施策の推進方策に関すること。
 - (4) 「双葉町復興まちづくり計画(第一次)」の在り方に関すること。

(委員)

- 第3条 委員会の委員は、町民及び復興施策について識見を有する者の中から、町長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会は、町長が招集する。

(意見の聴取等)

- 第6条 委員会は、必要に応じてアドバイザーや町民等に対し、復興計画に対する助言又は 意見を聞くことができる。
- 2 委員長は、国の行政機関及び福島県その他の関係自治体の職員をオブザーバーとして 出席させることができる。

(小委員会)

- 第7条 第2条第2号に掲げる事項について検討するため、委員会に、津波被災地域復興 小委員会(以下「小委員会」という。)を置く。
- 2 第3条から第6条の規定は、小委員会に準用する。この場合において、「委員会」と あるのは「小委員会」と読み替えるものとする。
- 3 小委員会の委員長は、小委員会の検討が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(部会)

- 第8条 委員会の所掌事務のうち専門的な事項について検討するため、委員会が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 第4条から第6条の規定は、部会に準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」、「委員」とあるのは「部会員」、「委員長」とあるのは「部会長」、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、関係課の協力を得て復興推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営及び検討方法に関し必要な事項は、町 長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 双葉町復興まちづくり委員会設置要綱(平成24年6月26日要綱第12号)は、廃止する。